

# ミリオン化学株式会社 製品含有化学物質管理基準

制定日 2021.04.16

ミリオン化学株式会社  
技術本部 技術管理課発行

## 目次

1. 化学物質管理の必要性	P.1
2. 用語の定義	P.1
3. 禁止化学物質	P.4
1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(化審法) 第一種特定化学物質	P.4
2) 労働安全衛生法(安衛法) 製造禁止されている有害物	P.6
3) 毒物及び劇物取締法(毒劇法) 特定毒物	P.7
4. 管理化学物質	P.8
1) chemSHERPA	P.8
2) 弊社独自管理規制物質	P.9
①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	P.9
a. 監視化学物質	
b. 優先評価化学物質	
②水質汚濁防止法	P.19
a. 有害物質	
b. 指定物質	
③大気汚染防止法	P.22
揮発性有機化合物	
④Dodd Frank Wall Street Reform and Consumer Protection ACT(USA)	P.25
紛争鉱物(コンフリクトミネラル)	
⑤その他の物質	P.25
ノニルフェノール類	

## 1. 化学物質管理の必要性

化学物質には多くの優れた機能があるため、産業分野のみならず日常生活の様々な場面で利用されています。化学物質は社会にとって有益なものですが、中には人や環境（動物やオゾン層等）にとって有害なものも存在します。ミリオン化学株式会社（以下「弊社」という）は化学製品の製造、販売の総合メーカーとして会社の責任を認識し、化学物質管理に取り組んでまいりました。

今般、弊社としての基本管理方針を定め、合わせて製品含有化学物質管理基準も制定しました。管理基準は日本国内及び海外各国での化学物質管理規制及び化学物質の危険有害性に関する科学的知見に基づき弊社としての禁止化学物質及び管理物質を選定しています。

## 2. 用語の定義

### 1) 環境負荷物質

ヒトや環境に対する危険有害性がある物質、またはその懸念のある物質。物質としての危険有害性に係わらず、物質が得られる過程において環境や人権等で懸念が持たれる物質。（すべての物質に物質固有の何らかの危険有害性がありますが、危険有害性が高く管理が必要と判断した物質を本管理基準では選定しています。）

### 2) 意図的含有

物質が、材料等の物性、機能、品質、外観の維持のために使用、含有される場合を意図的含有とします。なお原料や触媒、溶媒等の副原料として使用し最終的に除去できず、あるいは除去せず残留しているものは、弊社では「意図的含有」として管理します。なお原材料等中に含まれるこの定義で意図的含有となる物質も意図的含有とします。

### 3) 非意図的含有

物質が、意図的な使用以外で含有されている場合を非意図的含有とします。

- 不純物として素材、原材料等に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に十分な除去を行っても残留する場合。なお現在材料等中に2)の定義で意図的含有となる物質は非意図的含有とはみなしません。
- 製造工程での副生成物で技術的に十分な除去を行っても除去できない場合。なお意図的に低純度の原料を使用したり、通常より低精製度としたために含有される物質は非意図的含有とはみなしません。

### 4) 許容濃度（閾値）

非意図的含有においてその数値未満では禁止や管理対象とみなさない濃度とします。

- 濃度は、「均質と見なされる材料の重量」を母数として計算します。
- 弊社では意図的含有の場合、濃度に係わらず含有とし情報伝達が必要です。
- 非意図的含有の場合でも、含有情報をお持ちの際には情報伝達をお願いします。

### 5) CAS登録番号（CASRN）

化学物質に対して、アメリカ化学会（ACS: American Chemical Society）が定める番号です。化学物質毎に唯一の符号が付与されています。物質固有の識別番号として検索できます。しかし、異性体を含めたCASRN 包括名称のCAS RNもあり、CASRN照合のみでは含有なしの判断ではできません。

## 6) 製品含有

製品や包装材などでの部品、材料に含有するすべての場合を指します。例えば、次のような状態を指します。

- 対象物質が意図的に使用された状態。
- 不純物として含有される状態。
- 製造工程で使用され最終製品あるいは部品、材料に対象物質が残留又は付着した状態。  
(例えば、製品の製造工程で、製品に直接触れる金型、治工具、機械設備から製品が汚染される可能性がある場合は、製品と触れる部品は禁止化学物質の含有禁止対象として考えなければなりません。)

## 7) 不純物

不純物とは、天然素材中に含有され、精製過程で除去しきれない、又は反応の過程で生じた技術的に除去できない物質のこととします。

## 8) chemSHERPA

chemSHERPAとは、(化学品)製品の含有化学物質情報伝達の標準ツールとして広く用いられているJAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)から発表されているchemSHERPAのこととします。

### 3. 禁止化学物質

法律により日本国内での流通が原則禁止されている以下の物質を弊社禁止化学物質とします。  
禁止化学物質を含有する製品は弊社にはありません。

また禁止化学物質を含有する原材料や副資材等の弊社への納入は禁止します。

#### 1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

(最終更新：令和元年十二月十三日公布(令和元年政令第百八十三号)改正)

第一条 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項の第一種特定化学物質は、次に掲げる化学物質とする。

一	ポリ塩化ビフェニル
二	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)
三	ヘキサクロロベンゼン
四	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリン)
五	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名デルドリン)
六	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
七	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名DDT)
八	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン、1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン又はヘプタクロル)
九	ビス(トリブチルスズ)ニオキシド
十	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン
十一	2, 4, 6-トリターシャリーブチルフェノール
十二	ポリクロロ-2, 2-ジメチル-3-メチリデンピシクロ[2.2.1]ヘプタン(別名トキサフェン)
十三	ドデカクロロペンタシクロ[5.3.0.0(2,6).0(3,9).0(4,8)]デカン(別名マイレックス)
十四	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)
十五	ヘキサクロロプター-1, 3-ジエン
十六	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
十七	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩
十八	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)ニフルオリド(別名PFOSF)
十九	ペンタクロロベンゼン
二十	r-1, c-2, t-3, c-4, t-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\alpha$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
二十一	r-1, t-2, c-3, t-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\beta$ -ヘキサクロロシクロヘキサン)
二十二	r-1, c-2, t-3, c-4, c-5, t-6-ヘキサクロロシクロヘキサン(別名 $\gamma$ -ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン)

二十三	デカクロロペンタシクロ [5. 3. 0. 0 (2, 6). 0 (3, 9). 0 (4, 8)] デカン-5-オン (別名クロルデコン)
二十四	ヘキサプロモビフェニル
二十五	テトラプロモ (フェノキシベンゼン) (別名テトラプロモジフェニルエーテル)
二十六	ペンタプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ペンタプロモジフェニルエーテル)
二十七	ヘキサプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘキサプロモジフェニルエーテル)
二十八	ヘプタプロモ (フェノキシベンゼン) (別名ヘプタプロモジフェニルエーテル)
二十九	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)
三十	ヘキサプロモシクロドデカン
三十一	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル
三十二	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)
三十三	1, 1'-オキシピス (2, 3, 4, 5, 6-ペンタプロモベンゼン) (別名デカプロモジフェニルエーテル)

## 2) 労働安全衛生法

最終更新：令和元年六月十四日公布（令和元年法律第三十七号）改正）

### 第五十五条

黄りんマッチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当する時は、この限りではない。

### 労働安全衛生法施行令（最終更新日：令和元年六月五日公布（令和元年政令第十七号）改正）

第十六条 法第五十五条の政令で定めるものは、次の通りとする。

一	黄りんマッチ
二	ベンジジン及びその塩
三	4-アミノジフェニル及びその塩
四	石綿（次に掲げる物で厚生労働省令で定めるものを除く。） イ；石綿の分析のための試料の用に供される石綿、 ロ；石綿の使用状況の調査に関する知識又は技能の習得のための教育の用に供される石綿、 ハ；イ又はロに掲げる物の原料又は材料として使用される石綿
五	4-ニトロジフェニル及びその塩
六	ビス（クロロメチル）エーテル
七	ベーターナフチルアミン及びその塩
八	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤（希釈剤を含む。）の5パーセントを超えるもの
九	第2号、第3号若しくは第5号から第7号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は第4号に掲げる物をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物。

### 3) 毒物及び劇物取締法

(最終更新：平成三十年六月二十七日公布(平成三十年法律第六十六日)改正)

第二条 3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であって、別表第三に掲げるものをいう。

別表 第三

一	オクタメチルピロホスホルアミド
二	四アルキル鉛
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
五	ジメチルー(ジエチルアミド---クロルクロトニル)ーホスフェイト
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
七	テトラエチルピロホスフェイト
八	モノフルオール酢酸
九	モノフルオール酢酸アミド
十	前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であって政令で定めるもの

### 毒物及び劇物取締法指定令

最終更新：令和二年六月二十四日公布(令和2年政令第二〇三号)改正)

第三条 法別表第三第十号の規定に基づき、次に掲げる毒物を特定毒物に指定する。

一	オクタメチルピロホスホルアミドを含有する製剤
二	四アルキル鉛を含有する製剤
三	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
四	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤
五	ジメチルー(ジエチルアミド---クロルクロトニル)ーホスフェイトを含有する製剤
六	ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイトを含有する製剤
七	テトラエチルピロホスフェイトを含有する製剤
八	モノフルオール酢酸塩類及びこれを含有する製剤
九	モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤
十	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤



#### 4. 管理化学物質

国内外での管理規制及び社会的責任に基づき弊社として管理すべきと判断した物質を選定します。  
 なお、海外主要法令及び主要業界団体での管理規制については、アーティクルマネジメント推進協議会（JMPA）が運営しているchemSHERPA最新版で管理することにします。また、弊社独自の管理規制対象と定めます。（PRTR法、毒物劇物取締法、消防法、安衛法に関しては（SDS）安全データシート等にて情報伝達をするので、除外しています。）

##### 1) chemSHERPA

弊社では日本国内の製品含有化学物質管理情報伝達の標準ツールに係わる情勢より

chemSHERPA での情報伝達を原則とします。

なお各ツールにつきましては最新版をアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営するホームページよりダウンロードして使用願います。

chemSHERPA

<https://chemsherpa.net/tool>

最新版 chemSHERPA 化学品データ作成支援ツール ver.2.03.10

公開：2021.03.31

##### 更新内容

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準	Ver.2.02.00の対象範囲	Ver.2.03.10の対象範囲
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質	2018/4/1	2018/4/1
LR02	(米国) 有害物質規制法（TSCA）使用禁止または制限物質（第6条）	40 CFR 763	40 CFR 763
LR03	(EU) ELV指令	2000/53/EC	2000/53/EC
LR04	(EU) RoHS指令 Annex II	(EU) 2015/863	(EU) 2015/863
LR05	(EU) POPs規則 Annex I	(EU) 2020/784	(EU) 2020/1204
LR06	(EU) REACH規則 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および Annex XIV（認可対象物質）	C:2020-06-25, A:(EU) 2020/171 *1	C:2021-01-19, A:(EU) 2020/171
LR07	(EU) REACH規則 Annex XVII (制限対象物質)	(EU) 2019/1148	(EU) 2020/2096 *2
LR08	(EU) 医療機器規則（MDR）Annex I 10.4 化学物質	CLP:(EU) 2020/217, SVHC:2020-06-25, BPR:-	CLP:(EU) 2020/1182, SVHC: 2021-01-19, BPR:-
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	2020 GADSL Reference List Version 1.0	2020 GADSL Reference List Version 1.0
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IEC62474 D20.00	IEC62474 D21.00

\*1 Cは認可対象候補物質の公表日、Aは認可対象物質に関する官報番号を示しています。

\*2 (EU) 2020/2081については、対象範囲に含みません。

## 2) 弊社独自管理規制物質

### ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

#### a. 監視化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開される。

NITE 化学物質総合情報システム (化審法：監視化学物質 2021年3月ダウンロード)

	化審法官報 整理番号	官報公示名称
1	1-436	酸化水銀 (I I)
2	3-430	1-tert-ブチル-3, 5-ジメチル-2, 4, 6-トリニトロベンゼン
3	3-2239	シクロドデカ-1, 5, 9-トリエン
4	3-2240	シクロドデカン
6	3-2341	1, 1-ビス (tert-ブチルジオキシ) -3, 3, 5-トリメチルシクロヘキサン
7	3-2572	テトラフェニルスズ
8	3-2855	1, 3, 5-トリプロモ-2- (2, 3-ジプロモ-2-メチルプロポキシ) ベンゼン
9	3-3371	O- (2, 4-ジクロロフェニル) =O-エチル=フェニルホスホノチオアート
10	3-3427	1, 3, 5-トリtert-ブチルベンゼン
11	4-18	ポリプロモビフェニル (臭素数が2から5のものに限る。)
12	4-67	ジベンテンダイマー又はその水素添加物
13	4-577	2-イソプロピルピシクロ [4, 4, 0] デカン又は3-イソプロピルピシクロ [4, 4, 0] デカン
14	4-821	2, 6-ジtert-ブチル-4-フェニルフェノール
15	4-961	ジイソプロピルナフタレン
16	4-961	トリイソプロピルナフタレン
18	5-3581 5-3605	2, 4-ジtert-ブチル-6- (5-クロロ-2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) フェノール
20	4-16	ジエチルビフェニル
21	4-41	水素化テルフェニル
22	4-638	ジベンジルトルエン
23	4-16	トリエチルビフェニル
24	5-256	N, N-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド
25	5-3604	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール
26	3-2835	2, 4-ジtert-ブチル-6- [ (2-ニトロフェニル) ジアゼニル] フェノール
27	3-3247	ペルフルオロ (1, 2-ジメチルシクロヘキサン)
28	4-39	2, 2', 6, 6'-テトラtert-ブチル-4, 4'-メチレンジフェノール
29	2-2658, 2-2659	ペルフルオロドデカン酸
30	2-2658, 2-2659	ペルフルオロトリデカン酸
31	2-2658	ペルフルオロテトラデカン酸
32	2-2658	ペルフルオロペンタデカン酸
33	2-2658	ペルフルオロヘキサデカン酸

34	2-2366	ペルフルオロヘプタン
35	2-2366	ペルフルオロオクタン
36	5-71	2, 2, 3, 3, 4, 4, 5-ヘプタフルオロ-5- (ペルフルオロブチル) オキソラン又は2, 2, 3, 3, 4, 5, 5-ヘプタフルオロ-4- (ペルフルオロブチル) オキソラン
37	3-540	4-sec-ブチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェノール
38	4-1263,5-5112	1, 4-ビス (イソプロピルアミノ) -9, 10-アントラキノン
39	6-1849	$\alpha$ - (ジフルオロメチル) - $\omega$ - (ジフルオロメトキシ) ポリ [オキシ (ジフルオロメチレン) / オキシ (テトラフルオロエチレン) ] (分子量が500以上700以下のものに限る。)
40	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8-オクタメチル-1, 3, 5, 7, 2, 4, 6, 8-テトラオキサテトラシロカン (別名オクタメチルシクロテトラシロキサン)
41	7-475	2, 2, 4, 4, 6, 6, 8, 8, 10, 10, 12, 12-ドデカメチル-1, 3, 5, 7, 9, 11-ヘキサオキサ-2, 4, 6, 8, 10, 12-ヘキサシロシクロドデカン (別名ドデカメチルシクロヘキサシロキサン)

## b. 優先評価化学物質

化審法に基づき厚生労働省・経済産業省・環境省から告示されるが、告示は物質の改廃のみである。毎年4月頃に経済産業省よりその時点の全対象物質リストが公開される。

NITE化学物質総合情報システム

(化審法：優先化学物質 2021年3月10日 ダウンロードより)

	化審法官報整理番号	官報公示名称
1	1-172	二硫化炭素
2	1-374	ヒドラジン
3	2-6	n-ヘキサン
4	2-17	1, 3-ブタジエン
5	2-20	イソブレン
6	2-35	クロロメタン (別名塩化メチル)
8	2-37	クロロホルム
9	2-39	ブromoメタン (別名臭化メチル)
10	2-53	クロロエタン
11	2-54	1, 2-ジクロロエタン
15	2-129	メチルアミン
16	2-134	ジメチルアミン
17	2-186	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド
18	2-191	ニトロメタン
19	2-218	エチレンオキシド
21	2-229	1, 2-エポキシブタン
22	2-275	エピクロロヒドリン
23	2-405	エチレングリコールモノメチルエーテル
24	2-410	2-(1-メチルエトキシ)エタノール
25	2-482	ホルムアルデヒド
26	2-485	アセトアルデヒド
27	2-680	N, N-ジメチルホルムアミド
28	2-728	酢酸ビニル
29	2-798	メチル=ドデカノアート
31	2-987	アクリル酸メチル
32	2-988	アクリル酸エチル
34	2-1014	アクリルアミド
35	2-1025	メタクリル酸
36	2-1263	エチレンジアミン四酢酸
37	2-1276	ニトリロ三酢酸
38	2-1508	アセトニトリル
39	2-1513	アクリロニトリル
40	2-1733	チオ尿素
41	2-1820	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
42	2-1848	ビス(N, N-ジメチルジチオカルバミン酸)N, N'-エチレンビスチオカルバモイルチオ亜鉛 (別名ポリカーバメート)

43	2-2863	ヘキサメチレン=ジイソシアネート
45	3-1	ベンゼン
46	3-2,3-60	トルエン
47	3-4	スチレン
48	3-5,3-8	イソプロペニルベンゼン (別名 $\alpha$ -メチルスチレン)
49	3-7,3-3427	1, 2, 4-トリメチルベンゼン
50	3-28,3-60	エチルベンゼン
51	3-39,3-102	ベンジル=クロリド (別名塩化ベンジル)
52	3-41	o-ジクロロベンゼン
53	3-41	p-ジクロロベンゼン
54	3-105	アニリン
55	3-185	m-フェニレンジアミン
56	3-185	o-フェニレンジアミン
58	3-194	o-クロロアニリン
59	3-436	ニトロベンゼン
60	3-442	p-クロロニトロベンゼン
62	3-481	フェノール
64	3-540,9-1805	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール
65	3-543	ピロカテコール (別名カテコール)
66	3-1307	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
67	3-1328	テレフタル酸ジメチル
68	3-1334	テレフタル酸
69	3-1362	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物
70	3-4280	オクタデシルアミン (N-B) トリフェニルボラン
71	3-4392	[3-(2-エチルヘキシルオキシ) プロピルアミン] トリフェニルホウ素 (I I I)
74	4-118	メチレンビス (4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート
75	4-123	4, 4'- (プロパン-2, 2-ジイル) ジフェノール (別名4, 4'-イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
76	4-311	ナフタレン
77	4-634	ジシクロペンタジエン
80	5-839	1, 4-ジオキサソ
81	5-859	モルホリン
82	5-1097	$\epsilon$ -カプロラクタム
84	5-6271	ビス (2-スルフィドピリジン-1-オラト) 銅
85	5-6783	ジカリウム=ピペラジソ-1, 4-ビス (カルボジチオアート)
86	3-589,7-172	$\alpha$ - (ノニルフェニル) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)
87	7-1279, 7-1283	4, 4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2, 3-エポキシプロパンの重縮合物 (別名ビスフェノールA型エポキシ樹脂) (液状のものに限る。)
89	1-419	過酸化水素
90	2-201	メタノール
91	2-302,2-354	ジエタノールアミン
92	2-689	過酢酸
93	2-690	無水酢酸

94	2-984	アクリル酸
95	2-1146	クロロ酢酸ナトリウム
96	3-2233	シクロヘキサン
97	1-375	ヒドロキシルアミン
98	2-130	エチルアミン
102	2-207	イソプロピルアルコール
103	2-217	1-オクタノール
105	2-230	エチレングリコール
106	2-234	プロパン-1, 2-ジオール
107	2-301	2-アミノエタノール
108	2-308, 2-353	トリエタノールアミン
109	2-407, 2-2424, 7-97	2-ブトキシエタノール
110	2-422	2-(2-エトキシエトキシ)エタノール
111	2-494	イソブチルアルデヒド
112	2-510	グリオキサール
114	2-542	アセトン
115	2-542	メチルエチルケトン
116	2-542	メチルイソブチルケトン
117	2-670	ギ酸
118	2-740	2-ブトキシエチルニセタート
119	2-1145	クロロ酢酸
122	2-1673	硫酸ジメチル
124	2-3049	1-ブタノール
125	3-3,3-60	キシレン
126	3-22	クメン
128	3-1389	安息香酸ベンジル
129	3-2214	1, 3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン
131	3-2376	シクロヘキサノン
132	3-2381,3-2389	3, 5, 5-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-オン
133	3-2387	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
134	3-2667	3-(4-tert-ブチルフェニル)-2-メチルプロパナール
135	5-53	テトラヒドロフラン
136	5-113	N-メチル-2-ピロリドン
137	5-1044	1, 3, 5-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオン
138	5-2742	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名フルオレスセント-260)
139	5-3725,9-1110	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-κS)-ピリジン-1(2H)-オラト-κO]亜鉛(II)
140	3-1884, 3-1906,3-1949	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(アルキルは炭素数が10から14までの直鎖アルカンの基に限る。)
142	1-129	チオシアン酸銅(I)
143	1-174	炭化ケイ素

144	1-242	二塩化ニッケル (I I)
145	1-284	三酸化クロム (V I)
146	1-393	ビス (スルファミン酸) ニッケル (I I)
147	1-693,1-648	二塩化酸化ジルコニウム
148	1-813	硫酸ニッケル (I I)
149	2-123	3-クロロプロペン (別名塩化アリル)
150	2-407, 2-2424,7-97	2-イソブトキシエタノール
151	2-759	アリル=ヘプタノアート
152	2-1277	2, 2', 2'' -ニトリロ三酢酸のナトリウム塩
153	2-2509,2-2521	N- [3- (ジメチルアミノ) プロピル] ステアルアミド
154	3-31	クロロベンゼン
156	3-499,4-57	クレゾール
157	3-503	4- (1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル) フェノール
158	3-2211	N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
159	5-1043	ナトリウム=3, 5-ジクロロ-2, 4, 6-トリオキソ-1, 3, 5-トリアジナン-1-イド (別名ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム)
160	5-6110	2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン
161	6-901	アクリル酸重合物のナトリウム塩
162	9-1741	コールタール
163	9-1744	コールタールピッチ
164	2-133,2-176, 2-185,8-310, 8-342	アルカン-1-アミン (C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、 (Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は (9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン
165	2-176	N, N-ジメチルドデシルアミン
166	2-184,9-795, 9-1971	ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウムの塩
167	2-184,9-1971	ジデシル (ジメチル) アンモニウムの塩
168	2-184,9-1971	ビス (アルキル (C=12, 14, 16, 18, 20、直鎖型)) (ジメチル) アンモニウムの塩
169	2-198	N, N-ジメチルアルカン-1-アミン=オキシド (C=10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、 (Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9-エン-1-アミン=オキシド又は (9Z, 12Z)-N, N-ジメチルオクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン=オキシド
170	2-217	デカン-1-オール
171	2-217,2-3704	アルカノール (C=10~16) (C=11~14のいずれかを含むものに限る。)
172	2-611,7-973	飽和脂肪酸 (C=8~18、直鎖型) のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸 (C=16~18、直鎖型) のナトリウム塩

173	2-814,2-827, 2-2503,7-87, 8-311	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド又は(9Z, 12Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド
174	2-1290, 2-2707, 9-2027	[(3-アルカンアミド(C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型)プロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート又は(Z)-{[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ}アセタート
175	2-1639, 2-2807, 9-2038	ナトリウム=アルケンスルホナート(C=14~16)又はナトリウム=ヒドロキシアルカンスルホナート(C=14~16)
176	6-3223	アクリルアミド・2-アクリルアミド-2-ヒドロキシ酢酸・[2-(アクリロイルオキシ)エチル](ベンジル)(ジメチル)アンモニウムクロリド・2-(ジメチルアミノ)エチルメタクリラート・ベンジル[2-(メタクリロイルオキシ)エチル](ジメチル)アンモニウムクロリド・2-メチリデンコハク酸共重合物(脂溶性溶媒及び汎用溶媒に不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)
177	1-417	水酸化ニッケル(II)
178	2-611,9-1677	飽和脂肪酸(C=8~18、直鎖型)のカリウム塩又は不飽和脂肪酸(C=18、直鎖型)のカリウム塩
179	2-1249	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
180	2-1291,2-2709	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート
182	2-2795	2, 2-ジブromo-2-シアノアセトアミド
183	2-3659	N-{3-[オクタデカン(又はヘキサデカン若しくはテトラデカン)アミド]プロピル}-N-メチル-2-[オクタデカノイル(又はヘキサデカノイル若しくはテトラデカノイル)オキシ]エチルアンモニウムクロリド
184	3-326,2-2694	アルキル(C=12~16)(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩
185	3-1585	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
186	4-613	カンフェン
187	5-683	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメタン
188	7-97	$\alpha$ -アルキル(C=9~11)- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が1,000未満のものに限る)
189	7-97	$\alpha$ -アルキル(C=12~15)- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(数平均分子量が1,000未満のものに限る)
190	2-141	トリエチルアミン
191	1-124	ホスゲン
192	1-158	シアンナトリウム
193	2-184,9-1971	トリメチル(オクタデシル)アンモニウム塩
194	2-2956	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシロキサン
195	2-635	[2-(ドデカノイルオキシ)エチル](エチル)(ジメチル)アンモニウム塩
196	2-759	アリル=ヘキサノアート
197	2-93	クロロジフルオロメタン
198	3-194	m-クロロアニリン
199	3-2657	2-ベンジリデンオクタナール
200	3-2694	ベンジル(ジメチル)(オクチル)アンモニウムの塩



201	3-7,3-3427	1, 3, 5-トリメチルベンゼン
202	3-503	2-tert-ブチルフェノール
203	3-543	ヒドロキノン
204	4-1911	1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(1, 2, 3, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を主成分(80%以上)とする、3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1, 6-ジエンの反応生成物
205	5-1089	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	5-1104,5-3880	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン
207	5-3560	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール
208	5-67,9-137	5-ヘプチルオキシラン-2-オン
209	9-1735	クレオソール油
211	9-381, 9-922	5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)フェノール (別名トリクロサン)
212	2-10	2, 2, 4, 6, 6-ペンタメチルヘプタン
213	2-1620, 2-1623	ナトリウム=1, 4-ビス[(2-エチルヘキシル)オキシ]-1, 4-ジオキソブタン-2-スルホナート
214	2-1679	ナトリウム=アルキル(C=8~18)=スルファート
215	2-1820	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
216	2-184	ジメチル[ビス(オクタデセン-1-イル)]アンモニウム塩
217	2-2936,2-4162	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸又はそのカリウム塩若しくはナトリウム塩
218	2-68	モノ(又はポリ)クロロアルカン(C=14~17、直鎖型)
219	3-2522,3-2613, 3-3363	リン酸トリトリル
220	4-38,4-244	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン
221	5-6165	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール3(2H)-オン
222	7-110,8-55	(アンヒドロ(又はジアンヒドロ)グルシトールとドデカン酸のモノエステル)と $\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(又はポリ)エーテル
223	7-155	$\alpha$ -(アルキル(C=10~16))- $\omega$ -(スルホオキシ)ポリ[(オキシエチレン)(又はオキシエチレン/オキシ(メチルエチレン))]のオニウム塩又はナトリウム塩(繰返し単位の繰返し数の平均が1~4のものに限る。)
224	7-1951,7-1961	アジピン酸・N-(2-アミノエチル)(又はN, N'-ビス(2-アミノエチル))エタン-1, 2-ジアミン・2-(クロロメチル)オキシラン重縮合物
225	7-872	$\alpha$ -(イソシアナトベンジル)- $\omega$ -(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]
226	8-118	{デンブンのポリ[2-ヒドロキシ-3-(トリメチルアンモニオ)プロピル]エーテル}の塩

227	9-1958	ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート(又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型)フェノキシ)ベンゼンスルホナート又はナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(フェノキシ)ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))[(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナト)フェノキシ]ベンゼンスルホナート又は二ナトリウム＝(アルキル(C=12、分枝型))(スルホナト)フェノキシ)ベンゼンスルホナート)
228	2-73	1-プロモプロパン
229	2-184, 9-1971	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩
230	2-611	カリウム＝2-エチルヘキサノアート
231	2-642, 2-766	3-ヒドロキシ-2, 2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピル＝オクタデカノアート
232	3-2311, 3-2345, 3-2356	2-tert-ブチルシクロヘキシル＝アセタート
233	5-31	フルフリルアルコール
234	6-898	アクリル酸重合物
235	7-114	ナトリウム $\alpha$ - (カルボキシラトメチル)- $\omega$ - (ドデシルオキシ)ポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は1から100までの整数とする。)
236	7-264	$\alpha$ -ヒドロ- $\omega$ -ドデカンアミドポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)(繰返し単位の繰返し数は2から101までの整数とする。)
237	2-139, 2-143	トリオクチルアミン
238	2-176	N-メチルジデカン-1-イルアミン
239	2-184, 9-1971	N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩
240	2-413	1, 1'-オキシジ(プロパン-2-オール)
241	2-769, 2-2491	2-[(ドデカノイルオキシ)メチル]-2-エチルプロパン-1, 3-ジイル＝ジ(ドデカノアート)
242	2-1291, 2-2709	[ジメチル(オクタデシル)アザニウムイル]アセタート
243	2-2607	N, N-ジエチル-N-メチル-2-[(2-メチルプロパー-2-エノイル)オキシ]エタン-1-アミニウムの塩
244	2-3231	エチル＝水素＝スルファート
245	3-1023	2, 2, 2-トリクロロ-1-フェニルエチル＝アセタート
246	3-1730	エチル＝2-フェニルプロパノアート
247	3-4307	ナトリウム＝ドデカノイルオキシベンゼンスルホナート
248	4-658	3a, 4, 5, 6, 7, 7a-ヘキサヒドロ-1H-4, 7-メタノインデン-5-イル＝アセタート
249	4-1952	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル
250	7-97	[\mathcal{A}- (アルキル(C=16~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)又は $\alpha$ - (アルケニル(C=16~18))- $\omega$ -ヒドロキシポリ(オキシエタン-1, 2-ジイル)](数平均分子量が1, 000未満のものに限る。)
251	9-1473	ナトリウム＝1-オキソ-1 $\lambda$ (5)-ピリジン-2-チオラート
252	1-138	シアン化水素
253	3-1301	フタル酸ジエチル
254	3-4387	5-クロロ-2-(4-クロロフェノキシ)フェノール

255	4-95, 4-96, 4-275	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジクロロジフェニルメタン (別名4, 4'-メチレンビス(2-クロロアニリン))
256	4-1715	ピシクロ [2. 2. 1] ヘプタン-2, 5 (又は2, 6) -ジイ ル=ジシアニドの混合物
257	-	ポリ (アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイル アザンジイルヘキサン-1, 6-ジイル) のカチオン (窒素原子にプロトン が付加することにより生成したものに限る。) の塩※ ※ 整理番号7-1729 「ポリヘキサメチレンピグアニジン」の窒素原子にプロトンが付加すること により生成したカチオンの塩を示す。

### ③水質汚濁防止法

#### a. 有害物質

水質汚濁防止法施行令（最新情報：令和二年一月三十一日公布（令和二年政令第二十一号）改正）

第二条 法第二条第二項第一号 の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1, 2-ジクロロエタン
十四	1, 1-ジクロロエチレン
十五	1, 2-ジクロロエチレン
十六	1, 1, 1-トリクロロエタン
十七	1, 1, 2-トリクロロエタン
十八	1, 3-ジクロロプロペン
十九	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
二十	2-クロロ-4, 6-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シマジン）
二十一	S-4-クロロベンジル=N, N-ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1, 4-ジオキサソ

#### b. 指定化学物質

水質汚濁防止法施行令（最新情報：令和二年一月三十一日公布（令和二年政令第二十一号）改正）

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一	ホルムアルデヒド
二	ヒドラジン
三	ヒドロキシルアミン
四	過酸化水素
五	塩化水素

六	水酸化ナトリウム
七	アクリロニトリル
八	水酸化カリウム
九	アクリルアミド
十	アクリル酸
十一	次亜塩素酸ナトリウム
十二	二硫化炭素
十三	酢酸エチル
十四	メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）
十五	硫酸
十六	ホスゲン
十七	1, 2-ジクロロプロパン
十八	クロルスルホン酸
十九	塩化チオニル
二十	クロロホルム
二十一	硫酸ジメチル
二十二	クロルピクリン
二十三	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロビニル（別名ジクロロボス又はDDVP）
二十四	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト（別名オキシデプロホス又はESP）
二十五	トルエン
二十六	エピクロロヒドリン
二十七	スチレン
二十八	キシレン
二十九	パラ-ジクロロベンゼン
三十	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル（別名フェノブカルブ又はBPMC）
三十一	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド（別名プロピザミド）
三十二	テトラクロロイソフタロニトリル（別名クロロタロニル又はTPN）
三十三	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) （別名フェニトロチオン又はMEP）
三十四	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル（別名イプロベンホス又はIBP）
三十五	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル（別名イソプロチオラン）
三十六	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) （別名ダイアジノン）
三十七	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル) （別名イソキサチオン）
三十八	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル （別名クロルニトロフェン又はCNP）
三十九	チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) （別名クロルピリホス）
四十	フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）
四十一	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノ オキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）
四十二	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒ ドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン（別名クロルデン）
四十三	臭素

四十四	アルミニウム及びその化合物
四十五	ニッケル及びその化合物
四十六	モリブデン及びその化合物
四十七	アンチモン及びその化合物
四十八	塩素酸及びその塩
四十九	臭素酸及びその塩
五十	クロム及びその化合物（六価クロム化合物を除く。）
五十一	マンガン及びその化合物
五十二	鉄及びその化合物
五十三	銅及びその化合物
五十四	亜鉛及びその化合物
五十五	フェノール類及びその塩類
五十六	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 3. 7] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)

### ③大気汚染防止法

#### 揮発性有機化合物

(最終改正：平成二十九年六月二日公布(平成二十九年法律第四十五号)改正)

第二条 4 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物(浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。)を言う。

大気汚染防止法では規制対象物質の名称を限定列挙せず、多種多様な物質を気発生有機化合物(VOC)として包括的に指定しています。

しかし、vocに該当する具体的な物質名が定義されないと含有物質の調査等で不便なので、弊社では環境省が参考として示している「揮発性有機化合物(VOC)に該当する主たるな物質」に基づいて管理することにします。

#### 揮発性有機化合物(VOC)に該当する主な物質

(大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について(通知)環境省環境管理局长環境大発第050671001号 平成17年6月17日)

なお上記の通知では各物質のCAS番号が付されていませんので、下記手引きを引用します。  
VOC排出抑制の手引き -自主的取り組みの普及・促進に向けて-参考資料(第3版)  
(平成12年度における排出量推計結果に基づいて排出量の多い順に配列)

順位	物質名	CAS RN
1	トルエン	108-88-3
2	キシレン	1330-20-7
3	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	108-67-8
4	酢酸エチル	141-78-6
5	デカン	124-18-5
6	メチルアルコール	67-56-1
7	ジクロロメタン	75-09-2
8	メチルエチルケトン	78-93-3
9	n-ブタン	106-97-8
10	イソブタン	75-28-5
11	トリクロロエチレン	79-01-6
12	イソプロピルアルコール	67-30-0
13	酢酸ブチル	123-86-4
14	アセトン	67-64-1
15	メチルイソブチルケトン	108-10-1
16	ブチルセロソルブ	7580-85-0
17	n-ヘキサン	110-54-3
18	n-ブタノール	78-92-2
19	n-ペンタン	109-66-0
20	c i s - 2 - ブテン	107-01-7
21	イソブタノール	78-83-1

22	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2
23	テトラクロロエチレン	127-18-4
24	シクロヘキサン	110-82-7
25	酢酸プロピレン	109-60-4
26	trans-2-ブテン	624-64-6
27	エチルセロソルブ	110-80-5
28	ウンデカン	1120-21-4
29	ノナン	111-84-2
30	プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート	108-65-6
31	2-メチルペンタン	107-83-5
32	エチレングリコール	107-21-1
33	2-メチル-2-ブテン	513-35-9
34	エチルシクロヘキサン	1678-91-7
35	テトラリン	119-64-2
36	メチルアルミケトン	110-43-0
37	メチルn-ブチルケトン	591-78-6
38	クロロメタン	74-87-3
39	ベンジルアルコール	100-51-6
40	シクロペンタン	120-92-3
41	2-メチル-1-ブテン	563-46-2
42	n-ヘプタン	142-82-5
43	ビスシクロヘキシル	92-51-3
44	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
45	trans-2-ペンテン	646-04-8
46	cis-2-ペンテン	627-20-3
47	スチレン	100-42-5
48	n-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
49	エチルセロソルブアセテート	111-15-9
50	ベンゼン	71-43-2
51	イソホロン	78-59-1
52	シクロヘキサノン	108-94-1
53	エタノール	64-17-5
54	メチルシクロペンタン	96-37-7
55	酢酸ビニル	108-05-4
56	3-メチルヘキサン	589-34-4
57	2,3-ジメチルブタン	79-29-8
58	2,2-ジメチルブタン	75-83-2
59	メチルシクロヘキサン	108-87-2
60	イソプロピルセロソルブ	109-59-1
61	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
62	塩化ビニルモノマー	75-01-4
63	テトラフルオロエチレン	116-14-3
64	エチルベンゼン	100-41-4
65	クメン	98-82-8
66	クロロエタン	75-00-3
67	トリクロロエタン	71-55-6
68	アクリルニトリル	107-13-1
69	テトラヒドロフラン	109-99-9



70	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4
71	n-プロピルブロマイド	106-94-5
72	メタクリル酸メチル	80-62-6
73	1,3-ブタジエン	106-99-0
74	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4
75	2,4-ジメチルペンタン	142-82-5
76	酸化プロピレン	75-56-9
77	クロロホルム	67-66-3
78	臭化メチル	74-83-9
79	ジベンテン	7705-14-8
80	1-ヘプテン	592-76-7
81	1,4-ジオキサソ	123-91-1
82	アセトニトリ	75-05-8
83	塩化アリル	107-05-1
84	アクリル酸	79-10-7
85	イソプレン	78-79-5
86	アセトアルデヒド	75-07-0
87	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
88	メチルセロソルブアセテート	110-49-6
89	エチレンオキシド	75-21-8
90	o-ジクロロベンゼン	95-50-1
91	クロロベンゼン	108-90-7
92	ギ酸メチル	107-31-3
93	トリエチルアミン	121-44-8
94	3-メチルヘプタン	589-81-1
95	フェノール	108-95-2
96	ナフタレン	90-30-2
97	アクリル酸メチル	96-33-3
98	シクロヘキシルアミン	108-91-8
99	ホルムアルデヒド	50-00-0
100	エピクロロヒドリン	106-89-8

#### ④紛争鉱物（コンフリクトミネラル）

米国の金融規制改革法（ドッド・フランク法）

2010年7月に成立した金融規制改革法（ドッド・フランク法）1502条は、コンゴ民主共和国（DRC）及びアンゴラやザンビアなどの周辺諸国で採掘された4種の鉱物資源のすず、タンタル、タングステン、金に対して規制をかけました。これら4種の鉱物資源は、英単語の頭文字を取って「3TG」と呼ばれます。同法のもとでは、上場企業は、これらを使用した製品を製造、委託製造しているか否かについて、米国証券取引委員会（SEC）に報告し、かつホームページで開示することが義務付けられています。そのため、サプライチェーンを辿ってDRCから紛争鉱物を購入していないことを確認する必要があります。紛争に関与していないことが示されれば、「DRCコンフリクト・フリー」と認められる。

1	金
2	タンタル
3	タングステン
4	錫

#### ⑤その他の物質

#### 調査対象物質

1	4 - ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート [フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質および明確に定義された物質（組成等が分かっている物質）、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組み合わせのどれでも含んでエトキシ化されたものを含む]
---	---